

「水素製造用改質器に係る大気汚染防止法の規制緩和」に関する パブリックコメントの結果について

【概要】

意見募集期間：平成 28 年 10 月 24 日（月）から平成 28 年 11 月 22 日（火）まで

告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ及び報道発表

意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、ファックス

【御意見の件数】

（１）御意見提出者数 3 団体・個人

（内訳個人 1、地方公共団体 2）

（２）御意見数合計 4 件

【御意見の概要及びこれに対する考え方】

頂いた御意見の概要及びこれに対する考え方は、以下のとおりです。

意見対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
ばい煙の測定頻度の緩和	測定頻度の緩和幅が大き過ぎる。5 年に 1 回に緩和された場合、環境面での不安がある。（1 件）	今回測定頻度の緩和を予定しているばい煙発生施設は、ばい煙の排出濃度が十分に低いことが確認されていることから、測定頻度を緩和しても、大気環境保全上の支障は生じないと考えています。 なお、測定頻度の緩和に関わらず、大気汚染防止法第 17 条の 2 に規定されているように、事業者は、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずる責務があります。
重油換算方法の変更	気体燃料を使用する他のばい煙発生施設についても、同様の重油換算方法を適用すべき。（1 件）	気体燃料を使用する他のばい煙発生施設においては、今回変更の対象としたばい煙発生施設のように、発熱量が小さい燃料のみを使用する機会は少ないと考えられるため、直ちに重油換算方法を変更する必要性は乏しいと考えますが、ご指摘の点は今後の検討課題とさせていただきます。
重油換算方法の変更	発熱量の単位は、「キロカロリー（kcal）」ではなく、国際単位系（SI 単位系）の「キロジュール（kJ）」を使用すべき。（2 件）	ご指摘を踏まえ、発熱量の単位にはキロジュール（kJ）を使用します。